

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成29年3月2日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番 藤田尚美君
2番 秋山泉君
3番 尾野政子君
4番 伊藤裕一君
5番 長田麻美君
6番 山本伸子君
7番 杉森弘之君
8番 須藤京子君
9番 黒木のぶ子君
10番 甲斐徳之助君
11番 池辺己実夫君
12番 守屋常雄君
13番 市川圭一君
14番 小松崎伸君
15番 石原幸雄君
16番 遠藤憲子君
17番 鈴木かずみ君
18番 利根川英雄君
19番 山越守君
20番 板倉香君
21番 柳井哲也君
22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環 境 部 次 長	梶 由紀夫 君
経 済 部 次 長	小 川 茂 生 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	中根	敏美君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第1回牛久市議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3月 2日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (1号～28号) ○提案者説明 ○予算特別委員会設置の件 ○議案上程 (29号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○意見書案上程 (1号～4号) ○提案者説明 ○休会の件 ○散 会
第2日	3月 3日	金	休 会	議案調査
第3日	3月 4日	土	休 会	
第4日	3月 5日	日	休 会	
第5日	3月 6日	月	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第6日	3月 7日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会

第7日	3月8日	水	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○散 会
第8日	3月9日	木	午前10時	○開 議 ○議案上程 (1号~28号) ○意見書案上程 (1号~4号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休会の件 ○散 会
第9日	3月10日	金	休 会	議案調査
第10日	3月11日	土	休 会	
第11日	3月12日	日	休 会	
第12日	3月13日	月	休 会	○予算特別委員会
第13日	3月14日	火	休 会	○予算特別委員会
第14日	3月15日	水	休 会	○予算特別委員会
第15日	3月16日	木	休 会	○総務常任委員会
第16日	3月17日	金	休 会	議案調査
第17日	3月18日	土	休 会	
第18日	3月19日	日	休 会	
第19日	3月20日	月	休 会	
第20日	3月21日	火	休 会	○教育民生常任委員会

第21日	3月22日	水	休 会	○産業建設常任委員会
第22日	3月23日	木	休 会	議事整理
第23日	3月24日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○議案上程 (1号～28号) ○意見書案上程 (1号～4号) ○請願上程 (1号) ○各委員長報告 ○委員長に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件 ○閉 会

平成29年第1回牛久市議会定例会

議事日程第1号

平成29年3月2日（木）午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4. 議案第 2号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 3号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 4号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 6号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 7号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 8号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 9号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第10号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第11号 平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第14. 議案第12号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15. 議案第13号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16. 議案第14号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17. 議案第15号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18. 議案第16号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19. 議案第17号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20. 議案第18号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21. 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計予算
- 日程第22. 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23. 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第22号 平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第23号 平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第24号 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第25号 平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第26号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第27号 牛久市道路線の認定について
- 日程第30. 議案第28号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第31. 予算特別委員会の設置について
- 日程第32. 議案第29号 牛久市等公平委員会委員の選任について
- 日程第33. 意見書案第1号 年金の最低保障機能の強化等を求める意見書の提出について
- 日程第34. 意見書案第2号 児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第35. 意見書案第3号 子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第36. 意見書案第4号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について
- 日程第37. 休会の件

午前10時00分開会

○議長（市川圭一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第1回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番山本伸子君、7番杉森弘之君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第1号ないし議案第29号の29件、意見書案第1号ないし意見書案第4号の4件、請願第1号の1件であります。

なお、今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第1号の1件の専決処分について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、牛久市議会会議規則第166条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定について

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号ないし日程第30、議案第28号の28件を一括議題といたします。



- 議案第 1 号 専決処分承認を求めることについて
- 議案第 2 号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第13号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成29年度牛久市一般会計予算
- 議案第20号 平成29年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第21号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成29年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第23号 平成29年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成29年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第26号 平成29年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第27号 牛久市道路線の認定について

議案第28号 牛久市道路線の路線変更について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 改めまして、おはようございます。

本日、平成29年第1回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ここに開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

本定例会に提出いたしました議案は、平成29年度一般会計、特別会計予算案を初め、専決処分の承認、条例の改正、平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算及び各会計補正予算、道路の認定及び路線変更、並びに人事案件等で、全部で29件であります。

これら議案の説明に先立ち、平成29年度当初予算編成の基本的な考え方について御説明申し上げます。

これまで一貫して成長を続けてきた本市も、全国的な人口動態の影響は免れず、さらにイズミヤ牛久店が2月1日をもって撤退した事実は、地域経済を初めとしたまちづくりの上で深刻な問題となっております。

こうした問題に対し、横綱・稀勢の里関のように、決して逃げることなく真正面からぶつかり、しっかりと対処するとともに、魅力を高めるための新たな取り組みを怠ることなく一步一步確実に歩み続けてまいりたいと考えております。

こうした中、平成29年度予算編成に当たりましては、これまでの取り組みをただ踏襲するだけでなく、牛久市で生活する市民、活動する企業や団体、牛久市に携わる全ての人が「将来に希望を持てるまちづくり」に重点を置いてまいります。

まず、「生涯活躍のまちを支える取り組み」につきましては、糖尿病連携手帳の配布による関係機関の情報共有促進、医療機関での健診費用助成制度の改善、歯周病予防、口腔機能を向上する教室開催等による医療費削減を図ってまいります。

第2に「安心した出産と、子育て負担の軽減するための取り組み」としまして、これまでの妊婦健診に加え、出産後のお母さんに2回の健康診査を行うなどして、きめの細かい支援を行ってまいります。

第3に「地域経済の活性化・経済循環の取り組み」としまして、商工会の支援を強化し、商工会主体の中小企業活性化事業（まちゼミ・見本市・就職フェア）等の新規事業の開催支援を

行ってまいります。

第4に、「観光資源を活用した活性化への取り組み」としまして、シャトーカミヤの「日本遺産」認定を目指し、貴重な文化財を生かして当市の歴史的魅力を国内外に発信してまいります。

そして、「再び転入超過の波を呼び込むまちの整備」としまして、ひたち野うしく地区の中学校建設、牛久運動公園での武道場建設及びひたち野地区での住宅供給について調査検討をしてまいります。

これら5つの分野において、積極的な取り組みを行うことを念頭に、一般会計が前年度比0.8%増の256億1,000万円、全会計では前年度比0.4%増の443億5,100万円の平成29年度予算案を編成いたしました。

まず、一般会計当初予算のうち歳入の主なものといたしましては、市税は、個人市民税において所得水準に一部回復の傾向が見られることから増収を見込み、前年度比1.9%、約2億1,800万円増の117億5,100万円となっております。

国庫支出金は、清掃工場延命化事業に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金や、障害者給付に対する国庫負担金等において増額となる一方で、グリーンプランパートナーシップ事業の終了等に伴い、全体では4.6%、約1億8,100万円減の37億7,000万円、繰入金のうち財政調整基金は25.4%、約1億1,900万円減の3億5,000万円、繰越金は33.3%、1億円増の4億円、市債は10.0%、1億8,600万円増の約20億4,900万円となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費は、未利用財産売却見込み分5,000万円の財政調整基金の積み立て等に伴い3.9%、約1億1,300万円増の30億700万円。

民生費は、障害者及び障害児給付費、国民健康保険事業特別会計繰出金等の増額に伴い7.3%、約6億6,900万円増の98億5,700万円となっております。

衛生費は、清掃工場延命化事業の増に加え、新たに糖尿病対策、歯周病予防、健康診査受診の勧奨策等に取り組む一方で、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用した牛久市役所本庁舎等の空調機更新事業の終了等に伴い13.7%、約4億7,300万円減の29億8,800万円となっております。

土木費は、前年度比3.1%、約7,800万円減の24億900万円で、これまで進めてきた市道23号線の整備、通学路の安全確保及び奥野地区の市道整備に取り組むほか、エスカードビルの利活用、ひたち野地区の住宅供給等についての検討も行ってまいります。

教育費は、ひたち野うしく地区への中学校建設事業費等の計上により3.2%、約1億600万円増の34億5,600万円となっております。

また、性質別の歳出状況では、扶助費が、民生費と同様に障害者及び障害児給付費等の増額に伴い7.7%、約4億4,200万円増の61億9,300万円、繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額等に伴い5.8%、約1億6,300万円増の29億8,900万円となっております。

次に、特別会計につきましては、7会計合わせて総額187億4,100万円となっており、前年度比0.2%、3,700万円の減額となっております。

まず、国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の増加により前年度比0.8%、7,800万円増の101億2,400万円、公共下水道事業特別会計につきましては、下水道建設事業費の減額により9.6%、2億4,200万円減の22億8,800万円、青果市場事業特別会計につきましては、青果市場運営経費の増額により5.0%、100万円増の2,100万円、介護保険事業特別会計につきましては、地域支援事業費の増加に伴い0.7%、3,300万円増の48億6,000万円、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、保険給付費の増加により7.7%、1億300万円増の14億4,800万円となっております。

以上が、平成29年度予算案の概要であります。

現在の牛久市の状況を考えますと、イズミヤ牛久店の撤退に加え、人口減少の影が着実に迫っており、大変厳しい状況であると言わざるを得ません。人口減少が到来した場合の政策の立案も念頭に置かなければならないと考えております。

このような状況に対して、後手に回り、守りに忙殺されているは「将来に希望を持てるまちづくり」の実現は不可能であります。先手を打った対応をすることはもとより、牛久市の魅力を高めるための攻めの取り組みについても積極的かつスピード感を持って臨んでまいりたいと思います。議員各位の皆様におきましても、一層のお力添えをお願いいたします。

それでは、人事案件を除く議案につきまして御説明申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

本件は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、既定の予算額に1,330万円を追加し、予算の総額を288億6,845万5,000円とするもので、去る2月18日に行われました稀勢の里関祝賀イベントの開催に対する補助金の計上であり、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第2号は、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件は、育児休業、介護休業等の育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改

正に伴い、介護休暇の分割及び介護時間の新設について改正をするものであります。

議案第3号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、介護休暇の分割及び介護時間の新設並びに育児休業等に係る子の範囲の拡大について改正するものであります。

議案第5号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の報酬額を改めるもの及び農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるもの、並びに新たに認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置することに伴い、委員の報酬額を定めるものであります。

議案第6号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件は、人事院勧告に基づき、扶養手当の月額について、配偶者及び配偶者がいない場合の父母等にあつては平成29年度から段階的に減額し、子にあつては同じく段階的に増額するものであります。

議案第7号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、個人市民税の住宅ローン控除の適用期限を延長する改正、法人の市民税の税率を引き下げる改正及び軽自動車税の環境性能割を創設する改正、並びに引用条項の修正を行うものであります。

議案第8号は、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件は、さくら台児童クラブの廃止に伴う開級日等の改正並びに児童クラブにおいて行っている間食費及び児童消耗品費の徴収等の会計処理を市の一般会計に計上して執行するため、必要な事項を定めるものであります。

議案第9号は、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、放課後児童対策支援員の資格要件に、義務教育学校教諭の資格を有する者を加えるものであります。

議案第10号は、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本件は、介護保険法施行規則の改正に伴い、関連する条項を改正するものであります。

議案第11号は、平成28年度牛久市小規模水道事業特別会計予算であります。

本件は、小規模水道維持管理基金の預金利子が発生したことから、歳入歳出予算の計上を行うものであります。

議案第12号から議案第18号までは、平成28年度一般会計及び各特別会計の補正予算でありまして、それぞれの最終予算として計上するものであります。

議案第12号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第7号）でありまして、既定の予算額から6億8,201万7,000円を減額し、予算の総額を281億8,643万8,000円とするもので、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものであります。

なお、本件におきましては、国の経済対策事業として、牛久運動公園武道場建設事業の追加採択がなされたことから、平成29年度実施予定事業の一部を前倒しし、予算計上を行っております。

まず、第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入の主なものといたしまして、国庫支出金につきましては、牛久運動公園武道場建設事業に対する学校施設環境改善交付金の新規計上及び本年度交付見込みに伴う私立幼稚園運営費負担金、社会資本整備総合交付金等の減額計上であります。

県支出金につきましては、牛久運動公園武道場建設事業に対する国民体育大会市町村競技施設整備費補助金の新規計上及び本年度交付見込みに伴う畜産競争力強化対策整備事業費補助金等の減額計上であります。

繰入金につきましては、今回の補正予算調製を行った結果、余剰分を財政調整基金に繰り戻すものであります。

歳出の主なものとしまして、民生費につきましては、民間事業者が行う介護拠点整備に対する補助等の増額計上及び本年度執行見込みに伴う民間保育園の運営支援の減額計上であります。また、民間保育園の建設支援につきましては、民間事業者において本年度中の着手が困難であることから、本年度予算から全額を減額し、平成29年度予算案に全額組み込んでいるものであります。

農林水産業費につきましては、民間事業者が行う畜産競争力強化対策整備事業において、事業計画の変更がなされたことに伴う補助金の減額計上等であります。

教育費につきましては、国の経済対策事業として採択を受けた牛久運動公園武道場建設事業の新規計上及び本年度執行見込みに伴う民間幼稚園の運営支援費等の減額計上であります。

なお、牛久運動公園武道場建設事業につきましては、完成までに期間を要することから、平成30年度までの継続事業として継続費の設定を行っております。

また、総務費の財政調整基金において6,729万1,000円の財政調整基金積立金の計

上を行っております。

積立金のうち1,729万1,000円につきましては、本年度に行った未利用財産の売却収入分の積み立てであり、ひたち野うしく地区への中学校建設を初め、今後想定される大型の投資事業の財源確保のため積み立てるものであります。

次に、5,000万円につきましては、本補正予算調整に当たり生じた余剰金の一部を空き家対策に充てるための財源として一時的に財政調整基金に積み立てるものであります。

空き家対策につきましては、市としてどのように対策を進めるか、またどのような活用方策があるか、あるいはどのような支援ができるのかという点をまさに今検討しているところでありますが、先に財源を確保しておくことでスムーズに事業に着手することができることから、本補正予算において積み立てるものであります。なお、空き家に対する取り組みにつきましては、速やかに方向性を決定するとともに積極的に取り組んでまいります。

第2表の継続費補正につきましては、国の経済対策事業として実施する牛久運動公園武道場建設事業の追加、並びに清掃工場延命化事業の総額及び平成29年度以降の年割額の変更を行うものであります。

第3表の繰越明許費補正につきましては、16事業について本年度内に事業の完了ができない見込みから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第4表の債務負担行為の補正は、平成29年4月1日から履行を求める業務等において新たに設定するものであります。

第5表の地方債補正は、国の経済対策事業として実施する武道場整備事業債等の追加及び執行見込み額の変更等に伴う限度額の減額であります。

議案第13号は、平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額から693万5,000円を減額し、予算の総額を100億1,450万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入といたしまして、国民健康保険税につきましては、退職被保険者等国民健康保険税の減額計上であり、繰入金につきましては一般会計繰入金の減額計上であります。

歳出の主なものといたしましては、保健事業費等の減額計上であります。

議案第14号は、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額から2,519万円を減額し、予算の総額を26億2,211万4,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入といたしまして、国庫補助金につきましては社会資本整備総合交付金の減額、繰入金につきましては一般会計繰入金の減額計上であります。

歳出といたしまして、下水道管理費につきましては霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金等の減額計上であります。

第2表の繰越明許費の補正は、11事業について本年度内に事業の完了ができない見込みから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第3表の地方債補正は、国庫補助金の収入見込み額及び執行見込み額の変更等に伴う限度額の増額であります。

議案第15号は、平成28年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額から158万4,000円を減額し、予算の総額を1,841万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入といたしまして、使用料及び手数料につきましては青果市場販売手数料の減額、繰入金につきましては一般会計繰入金の減額計上であります。

歳出といたしましては、青果市場運営費等の減額計上であります。

議案第16号は、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額から2億1,650万4,000円を減額し、予算の総額を49億7,772万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳出といたしましては、本年度執行見込みに伴う保険給付費及び地域支援事業費の減額であり、歳入といたしましては、歳出予算の減額に伴う各歳入負担費目の減額計上であります。

議案第17号は、平成28年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に1万円を追加し、予算の総額を1,001万円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件につきましては、企業誘致事業等推進基金預金利子が発生したことから、歳入歳出それぞれに利子収入、利子積立金を増額計上するものであります。

議案第18号は、平成28年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、既定の予算額に4,716万8,000円を追加し、予算の総額を14億3,500万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

本件につきましては、本年度の保険料収入見込みが増額となったことから、後期高齢者医療保険料納付金の増額計上等を行うものであります。

議案第27号は、牛久市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による8路線、道路整備事業による2路線、道路寄附による1路線の合わせて11路線を認定するものであります。

議案第28号は、牛久市道路線の路線変更についてであります。

本件は、土地改良事業による1路線、道路整備事業による1路線の合わせて2路線を路線変更するものであります。

以上が、平成29年度各会計予算並びに条例の制定及び改正、平成28年度特別会計予算及び補正予算の概要等であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。



予算特別委員会の設置について

○議長（市川圭一君） 次に、日程第31、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

今期定例会に上程されております議案第19号ないし議案第26号の8件を審査するため、委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。

よって、11人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番藤田尚美議員、5番長田麻美議員、6番山本伸子議員、8番須藤京子議員、9番黒木のぶ子議員、10番甲斐徳之助議員、11番池辺己実夫議員、12番守屋常雄議員、14番小松崎 伸議員、16番遠藤憲子議員、21番柳井哲也議員の以上11名の議員を指名し選任します。

なお、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において、予算特別委員会を本日本会議終了後、直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集ください。

予算特別委員会委員

委員	藤田尚美	委員	長田麻美
委員	山本伸子	委員	須藤京子
委員	黒木のぶ子	委員	甲斐徳之助

委員	池 辺 己実夫	委員	守 屋 常 雄
委員	小松崎 伸	委員	遠 藤 憲 子
委員	柳 井 哲 也		

次に、日程第32、議案第29号の1件を議題といたします。

ここで、21番柳井哲也君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので退席願います。



議案第29号 牛久市等公平委員会委員の選任について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 議案第29号は、牛久市等公平委員会の委員の選任についてであります。

本件は、現公平委員会委員であります柳井三郎氏が本年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き選任しようとするものであります。

柳井氏は、識見、人格ともにすぐれた方であり、公平委員会委員として適任者であると確信し、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の選任に当たり、柳井氏の任期は平成33年3月31日までとなります。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第29号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第29号について採決いたします。

議案第29号、牛久市等公平委員会委員の選任について。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

ここで、21番番柳井哲也君の入場を許します。

次に、日程第33、意見書案第1号についてを議題といたします。



意見書案第1号 年金の最低保障機能の強化等を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 意見書案を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

意見書案第1号、年金の最低保障機能の強化等を求める意見書（案）

国民の老後不安を軽減するため、安定した年金制度の構築によって失われた年金制度への信頼を取り戻すことが求められています。国民の老後不安の解消は、冷え込んでいる国民の消費マインドを上向かせる効果も期待できることから、年金制度改革は景気対策としても有効であると考えられます。

しかし、政府が提出し、平成28年12月に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」は、国民の老後不安を助長するものとなっています。

最大の問題は、年金給付の抑制を強化する新しい年金改定のルールであります。この改定ルールが適用されると、物価が上がっても、賃金が下がれば年金水準が下がることになります。下がった年金水準は物価に追いつくことがなく、受給開始後の年金の実質価値が一方的に下がりに続き、年金受給者の生活が立ち行かなくなるおそれがあります。

将来の基礎年金は、マクロ経済スライドによって所得代替率で見て約3割減ることが見込まれています。政府は新しい改定ルールを導入目的を将来世代の年金水準を確保するためと説明していますが、将来世代の年金へのプラスの影響はわずかなものにすぎません。また、このルールは将来世代の年金にも適用されるため、将来世代の年金給付も抑制されるおそれがあります。

よって、本議会は政府に対し、次の事項を強く要望します。

記

1. 平成31年財政検証に向けて、新たな年金改定ルールが適用されるケースも含め、現実的かつ多様な経済前提のもとで年金の将来推計を示す準備を進めること。

2. 年金の最低保障機能を強化して生活していける年金水準を確保するとともに、世代間公平を向上させるため、年金制度の改革に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第34、意見書案第2号についてを議題といたします。



意見書案第2号 児童扶養手当の拡充を求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 提案理由を述べる前に、1カ所、最初に訂正をお願いいたします。

中段の最後の行で、月額が書かれておりますけれども、その金額を4万2,330円ということに訂正をお願いいたします。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

意見書案第2号、児童扶養手当の拡充を求める意見書（案）

子供は未来の主人公であり、社会の希望である。誰もが子供たちの健やかな成長を願っている。しかし、子供の貧困率は過去最悪の16.3%（2012年）になり、深刻な状況である。中でも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%に及び、見過ごせない実態となっている。就労収入が200万円以下の母子世帯は64%を占め、ひとり親家庭子育てへの経済的支援は緊急な課題である。

児童扶養手当法の大もとに日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度

の生活を営む権利」と「生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」との生存する権利をうたった条文がある。ところが、現在の児童扶養手当は、上限が月4万2,330円ととても生活できる金額であるとは言えない。

とりわけ、さまざまな事情により祖父母が養育している場合、「児童扶養手当法」の一部改正により、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当が受給できるようになったものの、年金との併給は認められていない。

よって、政府においては、ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の拡充に向け、下記のとおり措置を求める。

記

1. 児童扶養手当の支給額の引き上げを図ること。
2. 児童扶養手当を支給開始5年後に半減する措置は中止すること。
3. 児童扶養手当と年金との併給支給を認めるなど抜本的改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

よろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第35、意見書案第3号及び日程第36、意見書案第4号の2件についてを議題といたします。



意見書案第3号 子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の提出について

意見書案第4号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番遠藤憲子君。

[16番遠藤憲子君登壇]

○16番（遠藤憲子君） それでは、意見書案第3号、子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書（案）

厚生労働省が発表した2015年度合計特殊出生率は1.46となり、1994年の1.50以来21年ぶりの高水準となった。しかし、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難で大きな課題となっている。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施

策となっている。

子ども医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する施策として全国に広がり、子供の健全育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期療養を要する病気も増加している中、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。

ところで、厚労省は、子ども医療費の窓口無料化実施の市町村に対し、国民健康保険に対する国庫負担の減額調整措置をとるペナルティーを科してきたが、今般、就学前の減額措置について廃止方針を打ち出した。全国の自治体・医療関係者等を初めとする国民運動と世論に推されたものであり、一歩前進である。

本県においては、全国の運動と連携して長年県民運動が進められている。そうした世論と運動が実り、子ども医療費助成は31自治体が外来・入院とも中学3年生までとし、11自治体（入院のみ1自治体含む）は高校3年生までとしている。さらに、33自治体が所得制限を撤廃している。子供を安心して育てることができるよう、より一層の支援策を拡充することが求められる。

よって、茨城県においては、子供の医療費助成事業を入院・通院とも高校卒業まで実施するとともに、所得制限、自己負担を撤廃されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、意見書案第4号「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」創設に反対する意見書（案）

政府は、「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実施の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」を創設しようとしている。どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法である。今でも大分県警別府署による労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われているが、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになる。そのため、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」の創設は、過去3回にわたって国民の反対で葬られてきたのである。

「テロ対策」を口実にしているが、テロとは全く関係のない通常の犯罪も対象としている。既に日本は、テロ防止のための13本の国際条約を締結し、それに基づく国内法も整備されている。このもとで、改めて「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」を創設することは、秘密保護法、安保法制＝戦争法を初め、安倍政権による「戦争する国」づくりをさらに進めるためであり、現代版「治安維持法」ともいうべきものである。

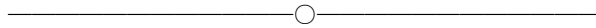
よって、政府においては、「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」を創設しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第37、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。

あす3日ないし5日は、議案調査及び土日のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、あす3日ないし5日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時51分散会